

富士市立幼稚園の学級編制に係る適正な園児数基準

(目的)

第1条 この基準は、富士市立幼稚園の学級編制を行うために必要な園児数等を定めることにより、集団教育を行う場である幼稚園において、教育活動の効果及び円滑な学級運営を確保することを目的とする。

(園児数基準)

第2条 富士市立幼稚園の学級編制に必要な最少の園児数を12人とする。

- 2 園児の募集を行った年度においては、当該年度の4月1日時点における年少児学級の園児数（元吉原幼稚園にあつては年中児学級の園児数）が12人に満たない場合でも学級編制を行う。ただし、12人に満たない年度が2年続いた場合は、原則として翌年度の入園児募集を行わない。
- 3 本基準は平成30年度入園児の学級編制から適用するものとする。

(その他)

- 第3条 本基準により入園児募集を行わないこととなった園において、既に学級編制を行っている学年が在る場合にあつては、当該学年の卒園まで園の運営は行うものとする。
- 2 本基準により入園児募集を行わないこととなった園の運営方針及び公立幼稚園全園の今後のあり方等について、平成29年度策定予定の「富士市公立教育・保育施設再配置計画」で定めることとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。